

## 令和8年度市町村健康寿命延伸にかかる共創創出支援 業務委託に係る企画提案公募要領

大阪府では、「第4次大阪府健康増進計画」に基づき、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を基本目標に、生活習慣病の発症予防及び早期発見・重症化予防の観点から、様々な取組みを進めている。

本事業は、万博出展企業等が有するヘルスケア技術やノウハウ等を最大限活用し、市町村ごとの健康課題に応じ、企業とのマッチングから実証事業の実施、市町村における事業化までを支援することで、地域における健康づくり事業の推進、ひいては府の健康寿命延伸と市町村間の健康格差の縮小をめざすものである。民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

### 1 業務について

令和8年度市町村健康寿命延伸にかかる共創創出支援業務

#### (1) 業務の趣旨・目的

本業務では、企業等が有するヘルスケア技術やノウハウ等を最大限活用し、市町村ごとの健康課題に応じ、企業とのマッチングから実証事業の実施、市町村における事業化までを支援することで、地域における健康づくり事業の推進を目的とする。

#### (2) 業務概要

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 委託上限額

金 9,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 スケジュール

令和8年4月6日（月）	公募開始
令和8年4月14日（火）	説明会開催（オンライン）
令和8年4月21日（火）	質問受付締切
令和8年5月7日（木）	提案書類提出締切
令和8年5月18日（月）	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和8年5月中旬	選定結果の通知
令和8年5月下旬	契約締結
契約締結日から	事業開始
令和9年3月31日（水）	事業終了

※上記スケジュールは変更の可能性があります。変更した場合は、健康づくり課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/r8kyousou.html>）でお知らせします。

### 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
  - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
  - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
  - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
  - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関

する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

#### 4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

##### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

###### ア 配布期間

令和8年4月6日（月）から令和8年5月7日（木）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

###### イ 配布方法

健康づくり課ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/r8kyousou.html>)

※窓口・郵送による配布は行いません。

###### ウ 受付期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月7日（木）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）

※応募書類の提出後、書類の補正を求めることがあります。この場合であっても、補正後の書類は令和8年5月7日（木）午後5時までにご提出ください。

###### エ 受付場所

大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課企画・データヘルス推進グループ

住 所：大阪府中央区大手前2丁目大阪府庁本館6階

電話番号：06-6944-6029

###### オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

###### カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

##### (2) 応募書類

###### ア 応募申込書（様式1：1部）

###### イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本9部）

※企画提案書を補足する資料については、様式自由。

ただし、書面以外（音源や動画等）を提案資料に添付しないこと。

###### ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本9部）

###### エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本9部）

※過去（公募開始日以前5年以内）に実施した類似の自治体と企業の共創創出支援に関する事業の実績に関し、本業務へ活用できる関連性を記載してください。

特に実績が無い場合は、その旨を記載し提出してください。

###### オ 共同企業体で参加の場合

###### ① 共同企業体届出書（様式5：1部）

- ② 共同企業体協定書（写し）（様式 6 : 1 部）
- ③ 委任状（様式 7 : 1 部）
- ④ 使用印鑑届（様式 8 : 1 部）
- カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9 : 1 部）
- キ 定款又は寄付行為の写し（原本証明してください。）
- ク ①法人登記簿謄本（1 部）
  - ・ 法人の場合に提出してください。
  - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
  - ・ 個人の場合に提出してください。
  - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
  - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
  - ・ 個人の場合に提出してください。
  - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
  - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
  - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
    - ・ 府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
  - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
  - ①貸借対照表
  - ②損益計算書
  - ③株主資本等変動計算書
- サ 障害者雇用状況報告書の写し
  - ① 常時雇用労働者総数が 40 人以上の事業所の場合
    - ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
    - ・ 本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの  
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
  - ② 常時雇用労働者総数が 40 人未満の事業所の場合
    - ・ 「障がい者の雇用状況について」（様式 10）
- (3) 応募書類の部数
  - ① 正本 1 部
    - ・ (2)に記載する書類全てを提出してください。
    - ・ 共同企業体での参加の場合、カ～サについては、全ての構成員分の提出をお願いします。
  - ② 副本 9 部

- ・(2)に記載する書類のうち、イ～エの書類を提出してください。
  - ・副本については、書面審査に用いるため、記名・押印をしないでください。また、提案者及び提案者名が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号、社員の情報（氏名等）等）を黒塗りする等して、提出してください。
- ③ 電子媒体 1部
- ・CD-R又は電子メール(メールアドレス：[kenkodukuri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kenkodukuri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp))による提出とし、電子メールの場合は、受付期間内に来所又は電話（電話番号：06-6944-6029）で受信確認をお願いします。
- (4) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。  
 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (5) 応募書類の不備
- 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (6) その他
- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類はカラーとモノクロ（白黒）のどちらも可とします。
- ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。
- エ 表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入してください。  
 <記入例>「市町村健康寿命延伸にかかる共創創出支援業務委託」提案書  
 株式会社〇〇（法人名）
- オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会

- (1) 開催日時
- 令和8年4月14日（火）午後2時から3時まで
- (2) 開催場所
- TeamsのWeb会議機能を使ったオンライン説明会
- (3) 申込方法
- ・参加希望者は、「件名」の始めに「【市町村健康寿命延伸にかかる共創創出支援業務委託説明会申込】」と明記して、電子メール([kenkodukuri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kenkodukuri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp))でお申し込みください。
  - ・メール本文に、(法人の場合は)法人名、参加者職氏名、連絡先、参加人数を記入してください。  
 ※口頭又は電話による申し込みは受け付けません。
- (4) 説明会への申込期限
- 令和8年4月13日（月）正午まで
- ※申込者には、上記期限の後に、Teams会議のURL等を発行します。

## 6 質問の受付

- (1) 受付期間  
公募開始日から令和8年4月21日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法  
電子メール（[kenkodukuri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kenkodukuri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp)）で受け付けます。  
ア 電子メール送信後、必ず電話で受信の確認をお願いします。  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）  
イ 質問への回答は令和8年4月24日（金）に健康づくり課ホームページ  
（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/r8kyousou.html>）に掲示し、個別には  
回答しません。

## 7 審査の方法

- (1) 審査方法  
ア （4）（本公募要領最終に記載）に記載の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。  
イ 審査は、プレゼンテーション審査にて行います。ただし、応募が6者を超えた場合には、一次審査として書類審査を実施します。一次審査の結果、上位6者に対し、二次審査としてプレゼンテーション審査を実施いたします。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査には提出いただく企画提案書を用いることとし、プロジェクター等の機材は持込・投影できませんのでご了承ください。  
ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。  
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。  
エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。
- (2) 審査結果  
ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の有無に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。  
イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を健康づくり課ホームページ  
（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/r8kyousou.html>）において公表します。  
応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。
  - ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点  
\* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
  - ② 全提案事業者の名称 \* 申込順
  - ③ 全提案事業者の評価点 \* 得点順
  - ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント
  - ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
  - ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）
- (3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業全体の企画・運営	・ 事業目的及び内容を正しく理解したうえでの提案になっているか。	10点
課題整理及び企業マッチング候補リスト作成	・ 大阪府の健康課題を正確に分析・把握できているか。 ・ 健康課題の解決のための技術やサービスを有する企業に関する知識やネットワークを有しているか。	15点
ネットワーキングイベントの企画	・ 市区町村と企業のマッチングや共創創出に向けた効果的な内容となっているか。 ・ 効果的な周知及び集客方法が提案されているか。	15点
共創事業創出に向けた支援	市町村における事業化も見据えたうえで具体的で実効性のある「ヒアリング手法（ヒアリングシート様式を含む）」、「マッチング手法（健康課題と企業技術との適合性の評価手法等）」や、「実証事業の設計支援（実証事業の有用性の評価手法等）」が提案されているか。	25点
事業の実施体制・スケジュール	・ 事業運営体制及び事業全体のスケジュールが妥当か。 ・ 業務を適正かつ確実に実施する能力等を有するか。 ※本項目では健康づくりに関する高度な専門知識の有無は問わない。発注者との協議のほか有識者への取材等を通じて業務の理解を深めて、より良い成果を導く体制及び能力等を審査する。	10点
業務実績	・ 過去（5年以内）の、本事業の類似事業の実績が示されており、その実績が豊富であり適切に履行されているか。	10点
障がい者雇用	・ 常用労働者 40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40.0人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。	5点
価格点	価格点の算定式 満点（10点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
合 計		100点

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
  - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
  - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
  - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

## 9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

以上